

# 令和元年度 いわき地域の復興と未来を担う地域コミュニティ形成事業補助金 第2次募集要領

## 1 概要

東日本大震災及び原子力災害による被災者・避難者同士または被災者・避難者と受入地域の住民等が実施する交流活動に対し、これまでのコミュニティの維持や新たなコミュニティの形成支援の観点から、その活動費の一部を補助する制度です。

なお、本事業は、この要領に定めるもののほか、「地域創生総合支援事業（県戦略事業（地域経営事業分））補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）、「いわき地域の復興と未来を担う地域コミュニティ形成事業補助金交付に係る事務取扱について」（以下「事務取扱」という。）等を熟読の上、申請してください。

## 2 募集期間

令和元年9月2日（月）から令和元年12月27日（金）まで（**期間内必着**）

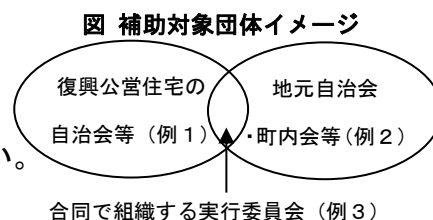
※ 予算額に達し次第、受付を終了します。

## 3 補助対象団体

事務取扱「2 補助対象団体について」の規定に該当する団体で、次のような団体とします。

- ・ いわき市内にある復興公営住宅、災害公営住宅等の自治会（例1）
- ・ いわき市内の自治会・町内会（被災者・避難者との交流を目的に実施するものに限る。）（例2）
- ・ 地域内で組織される各種委員会、実行委員会（例3）
- ・ 上記に類似する活動を行う地域コミュニティ

※右図参照の上、判断に迷う場合はお問合せください。



## 4 補助額

補助対象経費の5分の4以内、一団体につき上限50万円の範囲内で決定します。ただし、補助対象経費が10万円以下の場合、10分の10以内とします。

なお、応募が多数となった場合には、上記補助率及び上限額の範囲内で補助率を調整することがありますのでご注意ください。

## 5 補助対象事業件数

1団体につき年度内に2件を限度とします。

## 6 補助対象事業・経費

事務取扱別表第1に掲げる経費で、被災者・避難者同士又は被災者・避難者と地元

住民との交流活動及びそれに関連して必要と認められる、以下のような事業にかかるものとします。

- ・ 復興・災害公営住宅における自治会の運営
- ・ サークル活動の立ち上げ及び運営
- ・ 交流活動の拠点となる集会所等の備品等整備
- ・ 地元の自治会と復興・災害公営住宅の自治会による交流イベントの開催 等

※上記に該当する場合でも、事業実施に要する経費のうち、その事業の実施に欠くことのできない範囲を超え、付帯的に発生したと認められる経費については対象になりません。

※「いわきの復興を担う地域コミュニティ重点支援事業」（平成27～29年度）から通算し、3回以上採択されている団体が申請する場合は、前回申請と比較して発展的と認められる範囲に該当する経費のみを補助対象とします。

※ 事務取扱 別表第1

経費区分
報償費
旅費
消耗品費
印刷製本費
燃料費
食糧費
賄材料費
通信運搬費
広告費
手数料
保険料
委託料
使用料及び賃借料
備品購入費
その他いわき地方振興局長が必要と認めたもの

## 7 補助対象外事業について

- (1) 新たな交流を伴わず、既存のコミュニティの親睦を深めることを主目的とした交流活動や研修旅行。
- (2) 避難者、被災者の主体的な参画や活動が伴わず、一方的なサービス提供を受けるに留まる事業。

- (3) 物品の購入を主とし、具体的な交流活動を伴わない事業。
- (4) 前年度より継続して実施する事業について、自己資金の確保など活動の自立、継続に向けた動きが見られない事業。

## 8 補助対象外経費

次に掲げる経費は、補助対象外とします。

- ・ 団体の構成員及び団体の構成員が属する企業や団体に対する人件費、謝礼、飲食費、旅費等は原則として補助対象外とする。  
ただし、飲食費は交流活動中の飲食で簡素なもの（1名あたり500円程度）は対象とする。
  - ・ 他の団体に対する補助金、助成金等
  - ・ 物品販売に係る経費
  - ・ 神社仏閣等の宗教法人に対する経費
  - ・ その他補助対象事業を実施するために直接必要とは認められない経費
- ※ なお、事業実施期間以外に支出した経費については、補助金の対象とはなりません。

## 9 申請書類

- ・ 補助金交付申請書（交付要綱様式第1号）
- ・ 事業計画書（様式は任意ですが、参考様式を参照の上、下記について漏れなく記載してください。）
- ・ 団体構成員の名簿（氏名、住所を明記したもの）
- ・ 事業概要やポンチ絵、支出経費に掛かる見積書、団体規約等があれば添付してください。

※事業計画書に記載する項目…事業名、事業の目的及び内容、実施場所、事業期間、収支計画（収入の部、支出の部それぞれについて、経費区分・内容・金額を記載。）

## 10 申請方法

次の申請先へ直接持参により提出してください。

【申請先】

〒970-8026

福島県いわき市平字梅本15番地

福島県いわき地方振興局 復興支援・地域連携室

県いわき合同庁舎1階

電話 0246-24-6253

## 1.1 事業の実施

### ・ 事業の実施

事業の交付決定を受けた実施主体は、事業計画に沿って事業を実施してください。事業計画に沿わない事業の支出については、補助の対象外となります。

### ・ 事業の変更・中止

実施主体は、やむを得ない理由により、事業内容の変更を要する場合もしくは事業の継続が困難な場合は、速やかに「地域創生総合支援事業県戦略事業（地域経営事業分）補助金変更（中止）承認申請書（様式第2号）」を10の申請先に提出し、承認を受けてください。

### ・ 事業の完了

事業が完了したときは、速やかに「地域創生総合支援事業（県戦略事業（地域経営事業分））完了報告書（様式第5号）」を提出してください。

### ・ 事業の実績報告

事業を終了した日から起算して30日を経過した日、又は令和2年3月31日のいずれか早い日までに、「地域創生総合支援事業（県戦略事業（地域経営事業分））補助金実績報告書（様式第6号）」等を提出してください。

### ・ 補助金の額の確定

県は、実績報告書等を受領したときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定します。

### 【実施スケジュール（予定）】

項目	日時・内容
募集期間	2次募集：令和元年 9月1日（火）～12月27日（金） ※予算額に達し次第、受付を終了します。
補助金交付決定	令和元年10月1日（火）以降、随時
事業実施期間	交付決定日から令和2年3月31日（火）までの間で 補助事業者が自ら定めた期間
実績報告	事業を終了した日から起算して30日を経過した日、 又は令和2年3月31日（火）のいずれか早い日まで

### 【問い合わせ先】

福島県いわき地方振興局 復興支援・地域連携室

〒970-8026

福島県いわき市平字梅本15番地 県いわき合同庁舎1階

電話 0246-24-6253

FAX 0246-24-6019

ホームページ

[いわき 復興 補助金](#)

[検索](#)

